

WaiwaiPLAY パーク 2026 事業企画運営委託業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本事業は、産学官民が連携して子どもを中心とした遊びの場を提供し、未来の人材育成と交流促進を図るものである。高質なスポーツ環境を街のソフトインフラとして常設することにより、中心市街地における市民の交流を促進し、にぎわいを創出するとともに、まちの魅力や暮らしの質の向上を図ることを目的とする。

実施にあたっては、未来の地域の担い手である子どもたちにスポットを当て、地域のスポーツサービスプロバイダー、大学、高校、地域人材、専門家、行政など、多様な経験や技能を持つ人材や団体が緊密に連携する。スポーツが本来持つ競技性以外の機能を活かしながら、子どもの心身の健康を促進し、非認知能力やライフスキルを高めるプログラムを提供する。これにより、「運動が苦手」「コミュニケーションをとるのが苦手」「習い事をするのが不安」など、様々な悩みや不安を抱える子どもたちが、安心して歩みを進められる成長の場として活用できる環境づくりを目指すものである。

2 業務の内容

- (1) 委託業務名 WaiwaiPLAY パーク 2026 事業企画運営委託業務
- (2) 業務の内容 別添仕様書の通り
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 委託料上限 金1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託予定者選定方法

当該業務の履行に最も適した事業者を選定するため、企画提案書等の公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

4 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 下妻市入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (4) 企画提案書等の提出期限において、国、茨城県及び下妻市の指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税、地方税を完納しているものであること。
- (6) 全国及び茨城県内での運動遊び講座及び類似講座等の契約実績があること。

5 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和8年6月19日(金)
質問の受付	令和8年6月19日(金) 令和8年6月29日(月) 午後5時まで
質問の回答	令和8年7月1日(水)
参加表明書の提出期限	令和8年7月3日(金) 午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和8年7月10日(金) 午後5時まで
審査の実施	令和8年7月17日(金)
選定結果の通知	審査会実施後1週間以内
契約の締結	令和8年7月下旬

(2) 参加の手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(様式1号)を次により提出すること。

- ① 受付期間 令和8年6月19日(金)から令和8年7月3日(金) 午後5時まで
- ② 提出先 11 事務局
- ③ 提出方法 持参又は郵送

(郵送による場合は、配達記録が確認できる郵便等にて受付期間内必着とする。)

(3) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は行わない(書類審査のみとする)。

(4) 質問の受付・回答

本業務及びプロポーザルの内容に不明な点がある場合は、質問書(様式5)を提出すること。

- ① 受付期間 令和8年6月19日(金)から令和8年6月29日(月) 午後5時まで
- ② 提出先 11 事務局
- ③ 提出方法 事務局あて電子メールに提出すること。

- ④ 回答方法 提出された質問および質問に関する回答は、令和8年7月1日(水)までに市ホームページで公表する。(個別回答は行わない。)

(5) 企画提案書の提出

下記のとおり本プロポーザルに関する提案書類を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年7月10日(金) 午後5時まで(必着)
- ② 提出先 事務局
- ③ 提出方法 持参又は郵送

(郵送による場合は、配達記録が確認できる郵便等にて提出期限内必着とする。)

④ 提出書類

(a)企画提案書(A4判 任意様式10ページ以内)	
(b)会社概要(会社パンフレット可)	※正本にのみ添付すること
(c)業務実績書	様式2
(d)担当者経歴書	様式3
(e)見積書	様式4

(注1) 企画提案書にはスケジュール及び業務体制等の記載を含めること。

(注2) 見積書には業務仕様書に基づく見積金額を記入すること。

(注3) 消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記入すること。

(注4) 見積書には事業に要する経費の内訳書を添付することとし、業務仕様書の業務内容に基づき、内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載すること。

⑤ 提出部数

正本1部、副本8部

※副本は複写可とする。ただし、副本については会社名、事業者名、代表者名等の欄は空欄とし、企画提案競技参加者名を連想させるものは一切記入しないこと。

※提出書類は各一部ずつをまとめてファイルに綴じて提出すること。

(6) 応募にあたっての留意事項

- ① 必要に応じ追加資料が必要となることがあります。
- ② 提出された書類については変更することはできません。
- ③ 提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は失格とします。
- ④ 提出された書類は返却いたしません。
- ⑤ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑥ 応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。
- ⑦ 応募者は、当該応募について選定委員との接触を禁止します。選定委員との接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。
- ⑧ 選定結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合があります。また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますのでご承知のうえ応募してください。
- ⑨ 企画提案書において提案された事項のうち、本業務に有用な提案であると判断される場合は、応募者（提案者）との契約の有無にかかわらず、業務に反映させていただく場合がありますのでご承知のうえ応募してください。
- ⑩ 業務を受託した場合、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ下妻市の承認を受けた場合はこの限りではありません。
- ⑪ 応募者が1社のみであっても、「4 応募資格」を満たすものであれば、本プロポーザルを実施する。ただし、審査委員の持ち点の合計の60%（基準点）に達しない場合は不適格とします。

6 事業者の選定等

(1) 選定方法

WaiwaiPLAY パーク 2026 事業企画運営委託業務公募型プロポーザル審査委員会において審査を行い、本業務の最優秀提案者を選定する。

なお、見積金額が委託料上限額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

(2) 審査日程

審査（書類審査）

実施日：令和8年7月17日（月）

(3) 審査項目及び評価基準等

審査項目及び評価基準等は、別紙1のとおりとする。

(4) 審査方法

- ・審査は、評価点数の合計点数で競う方法により行う。
- ・事務局で予備審査を実施する。参加者多数の場合、3社程度に絞り込んだうえで審査を行う。
- ・事務局の予備審査は、別紙1の『WaiwaiPLAY パーク 2026 事業企画運営委託業務プロポーザル審査項目及び評価基準表』の審査項目1 業務実績、2 業務遂行能力、3 見積金額を提出された資料を基に判定する。
- ・審査は、別紙1の『WaiwaiPLAY パーク 2026 事業企画運営委託業務プロポーザル審査項目及び評価基準表』の審査項目4 企画提案力について、提出された資料を基に総合的に審査する。

(5) 最優秀提案者の選定

審査の結果、評価点数の合計が最も高い参加者を最優秀提案者とし、次に点数の高かったものを次点提案者として選定する。

ただし、最も高い得点の参加者が複数ある場合は、次の順序により選定する。

- ① 得点が同点の場合は、評価項目「業務遂行能力」の得点が最も高いものを最優秀提案者とする。
- ② 得点が同点で、かつ、評価項目「業務遂行能力」の得点も同点の場合は、「企画提案力」の得点が最も高いものを最優秀提案者とする。
- ③ ②によっても最優秀提案者が決定しない場合は、見積価格が最も安価なものを最優秀提案者とする。これによっても決定しない場合は、抽選により最優秀提案者を決定する。

(6) 選定結果の通知

- ① 通知予定日 令和8年7月下旬
- ② 通知方法 すべての参加者に文書で通知する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議の申し立ては受け付けない。
- ③ 評価の公表等 参加者自身及び決定した受託者の得点については、受託者決定後、問い合わせに応じ回答する。なお、その他参加者に関する情報及び採点基準並びに点数の内訳等に関

する問合せには、一切応じない。

7 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

8 その他の留意事項

企画提案に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。

9 データの所有権等

成果品のデータは、下妻市都市整備課にデジタルデータとして渡すものとし、原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は下妻市に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保留分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、下妻市は権利保留分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

10 契約手続等

最優秀提案者と交渉し、随意契約により請負契約を締結する。ただし、最優秀提案者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない場合は、次点提案者と交渉する。その契約に関しては、下妻市契約規則に基づき手続を行う。

11 事務局

〒304-8501 茨城県下妻市本城町三丁目 13 番地

下妻市建設部都市整備課都市計画・砂沼まちづくり推進室 担当：岩田、早川

電話：0296-45-8128（直通）

F A X：0296-43-2945

E-mail：sanuma@city.shimotsuma.lg.jp